

会 議 録

会 議 名	令和4年度東松山市男女共同参画審議会					
開 催 日 時	令和4年7月27日（水）			開 会	午前10時	
				閉 会	午前11時10分	
開 催 場 所	総合会館3階 303会議室					
会 議 次 第	1 開 会 2 委嘱状交付 3 あいさつ 4 自己紹介 5 会長・副会長選出 6 議題 (1) 第5次ひがしまつやま共生プラン令和3年度事業最終評価について (2) 第5次ひがしまつやま共生プラン数値目標進捗管理について (3) 第5次ひがしまつやま共生プラン令和4年度事業予定について 7 その他 8 閉 会					
公開・非公開の別	公 開		傍 聴 者 数	2人		
非公開の理由 (非公開の場合)						
委員出欠状況	会 長	松本 誠	出席	委 員	中村 薫	出席
	副会長	松本 光子	出席	委 員	飯島 徹	出席
	委 員	山口 聡	出席	委 員	松永 政子	出席
	委 員	安永 陽子	出席	委 員	小川 悦子	出席
	委 員	荒井 和子	出席	委 員	佐々木 佐智子	出席
	委 員	小松 克弘	欠席	委 員	大島 規盟	出席
	委 員	神戸 考裕	出席	委 員	宮岡 朋子	出席
	委 員	大谷 賢市	出席			
事 務 局	市民生活部長 中嶋 和則			人権市民相談課副課長 神庭 昭彦		
	市民生活部次長 小澤 秀明			人権市民相談課主査 安田 優美子		
	人権市民相談課長 森 博史			人権市民相談課保健師 加藤 修子		

次 第	顛 末
1 開 会	<p>人権推進課長 森 博史</p> <p>[会議の成立について]</p> <p>委員総数15人に対し出席者は14人であり、東松山市男女共同参画推進条例施行規則第3条第2項により過半数の委員の出席があることから、会議は成立することを確認。</p>
2 委嘱状交付	<p>市長から委員へ、委嘱状交付</p>
3 あいさつ	<p>東松山市長 森田 光一</p>
4 自己紹介	<p>委員、事務局自己紹介</p>
5 会長・ 副会長選出	<p>会長：松本 誠</p> <p>副会長：松本 光子</p>
<p>6 議 題</p> <p>(1) 第5次ひがしまつやま共生プラン令和3年度事業最終評価について</p>	<p>[議題に入る前の確認事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東松山市審議会等の会議の公開に関する要綱第8条の規定により、会議録の署名者については、会長が山口委員と飯島委員を指名。 ・同要綱第3条の規定により、会議の公開については、特に非公開にすべきと考えられる案件がないため、公開とすることを全員了承。傍聴希望者は2人あり。 <p>(事務局)</p> <p>議題(1)について説明。</p> <p>「第5次ひがしまつやま共生プラン」の概要、総括、会議資料の説明。 <資料1><資料2></p> <p>【質疑応答】</p> <p>(神戸委員)</p> <p>資料2の施策No.19の人事課の施策について。活動指標の「昇任試験の実施回数」に対し、目標が「主査試験・課長試験、各1回」とあるが、年に何回か実施されているうちの1回ということか。</p> <p>(事務局)</p> <p>主査試験と課長試験は、それぞれ年度で1回ずつ実施しているものである。</p>

(神戸委員)

男性もこのような試験は受けるため、女性職員特有のものという考え方ではないと思うが、あくまでもこのように表現するのか。

(事務局)

まず、主査になる女性を増やさなければ管理職になる女性も増えないということで、人事課の計画「子育てと女性活躍応援プラン」において、一般行政職の管理監督職（主査級以上）における女性職員の割合を増やすことを目標として取り組んでいる。

活動指標や目標には、試験の実施回数しか記載されていないが、人事課においては計画を見直し、登用率を上げる努力をしている。

(佐々木委員)

資料2の施策 No. 2 の人権市民相談課の施策について。

男女共同参画の問題は、意識改革の問題であると考えます。これまでの男女共同参画の下地があったからこそ、DVが現実的な問題として大きく取り上げられるようになった。一番大事なものは意識改革であるため、市民の意識改革に力を入れていただきたい。

施策 No. 2 の市広報紙面、市ホームページでの周知啓発について、活動指標のPRする回数、目標3回に対し、最終実績6回とあるが、これについて説明してほしい。

(事務局)

これは、市広報紙や市ホームページへの掲載を通じて、男女共同参画を周知啓発、PRした回数を記載したものである。

市広報紙4・6・7・9・10月号にミニほっとらいんを掲載したほか、2月号にほっとらいん65号を掲載した。当初は男女共同参画に関する記事を3回掲載する予定であったが、結果として6回掲載することができたため、達成度5、最終評価◎としている。

(佐々木委員)

市広報紙は、市民の目に留まりやすいため、男女共同参画の記事をもっと大きく掲載していただきたいと思うがいかがか。

	<p>(事務局)</p> <p>市広報紙には今後も掲載する予定であるが、紙面の都合があるため、全てを大きなページで掲載することは難しい。これまで、市広報紙だけでなく図書館だよりや地区広報にも掲載したが、今後も講座や講演会等を通じ、男女共同参画について周知啓発していく。</p> <p>(佐々木委員)</p> <p>DV問題は喫緊の課題であり、市職員の大変さは理解しているが、意識については積み重ねていかなければ変えていくことができないと思う。意識改革を進めるためにも、男女共同参画について記事に大きく取り上げてもらいたい。</p>
<p>(2) 第5次ひがしまつやま共生プラン数値目標進捗管理について</p>	<p>(事務局)</p> <p>議題(2)について説明。 <資料3></p> <p>【質疑応答】</p> <p>(飯島委員)</p> <p>「男女の人権を尊重し」とあるが、近年複雑化し、いわゆるLGBTの人もいるため、男女以外の人権も尊重することが必要であると思うがいかがか。</p> <p>(事務局)</p> <p>男女共同参画を所管する官庁は「内閣府男女共同参画局」であり、第5次ひがしまつやま共生プランは、「男女共同参画社会基本法」に基づき策定しているため、男女に特化した計画となっている。</p> <p>LGBTについては、広く人権問題ととらえ、本市では「東松山市人権施策推進指針」の中で取り扱っている。</p>
<p>(3) 第5次ひがしまつやま共生プラン令和4年度事業予定について</p>	<p>(事務局)</p> <p>議題(3)について説明。 <資料4></p> <p>【質疑応答】</p> <p>(中村委員)</p> <p>資料4の施策No.30の市民課の施策について。</p>

「関係各課に情報提供を行う」とあるが、情報管理の徹底において情報提供回数12回というのは具体的にどういうことか。

(事務局)

市民宛てに通知を送付する際、誤ってDV被害者の情報を加害者側に漏らしてしまうことのないよう、各課は細心の注意を払っている。市民課から庁内関係各課へ、注意すべき情報を毎月提供しているため、情報提供回数12回と記載している。

(大谷委員)

被害者は、最終的に警察署や弁護士のところへ相談に来る。保護命令の申立てには要件があり、配偶者からの暴力について警察等へ相談をしているか、またその記録が残っているかなどが必要となる。そのような場合の支援体制はどうなっているか。

(事務局)

本市では、平成27年に東松山市配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV被害者支援をしており、必要に応じ警察等関係機関に繋いでいる。実際に保護命令の対応事例はないが、家庭裁判所からの照会があれば対応する。

(大谷委員)

被害者が早い段階から相談し、市町村での支援体制ができていれば、その後弁護士に相談した場合に、危ない事案に対する対処が早くなると思われる。市職員にもスキルアップに努めてもらいたい。

(事務局)

当課では、庁内各課や埼玉県、警察署等関係機関と連携し、DV被害者支援を実施している。また、担当職員は、埼玉県のDV担当者研修等に参加しスキルアップに努めているほか、他市町村とも情報連携をしている。

(大谷委員)

DV被害者は、加害者からの情報を遮断されて外部からの接触を

	制限されることも多い。中には、自分の力に限界を感じていたとしても外部に発信することができない人がいるため、被害者には、早めに弁護士に相談するよう助言してほしい。
7 その他	(事務局) 8月20日(土)開催予定の人権・男女共同参画研修会について
8 閉会	市民生活部長 中嶋 和則
<p>上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。</p> <p>令和4年8月30日</p> <p>署名委員 <u>山口 聡</u></p> <p>署名委員 <u>飯島 徹</u></p>	